



M&A 会計 企業結合の実務 第 10 回

共通支配下の取引における繰延税金資産の回収可能性の考え方

Q: 本日は、企業集団内で合併が行われる場合の、合併直前の決算における繰延税金資産の考え方を取り上げたいと思います。

1. 共通支配下の取引における「適正な帳簿価額」の考え方

—合併が無いものと仮定して考える

Q: P 社には 100% 子会社である S1 社と S2 社があります(決算日は 3 社とも 3 月末)。S1 社は収益力が高く、繰延税金資産の企業分類は「1」となり、将来減算一時差異のすべてについて繰延税金資産を計上しています。他方、S2 社は業績が思わしくなく、企業分類は「4」となり、翌 1 年分の課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しています。

今般、S1 社は、S2 社を吸収合併することになりました(効力発生日は 4 月 1 日)。この場合、各社における合併直前の 3 月末の繰延税金資産の回収可能性はどのように考えるのでしょうか。

A(会計士): 兄弟会社同士の合併(共通支配下の取引)の場合の繰延税金資産の回収可能性の取り扱い、企業結合会計基準等で明文化されていません。ただ取得企業の税効果会計に関する企業結合会計の取扱い(適用指針 75 項)を準用して、「合併の影響を合併後から考慮する」ことが一般的な実務になります。

Q: ということは、合併直前年度において S1 社は企業分類「1」、S2 社が企業分類「4」のまま繰延税金資産の回収可能性を考えることになるのですか。

A(会計士): はい、そのようになります。

Q:それは何故なのですか。合併直前の3月末の決算は4月以降に行うので、各社の決算作業中には、S1社を存続会社とした合併が成立しているはずですが、それなのに「合併がないと仮定」すること自体、違和感があります。さらに企業も合併を前提とした事業計画を作成しているはずですが、そうであれば、合併が成立したことを前提に繰延税金資産の回収可能性を考えた方が自然ではないでしょうか。

A(会計士): そのようにも考えたくなるのですが、共通支配下の取引に関する会計ルールは、一貫した考え方で作られています。企業結合会計では、繰延税金資産以外の他の項目(固定資産の減損、退職給付に係る負債)についても、合併や事業分離が行われないものと仮定した取り扱いを定めています。仮に、企業結合会計における税効果の取り扱いのみを「合併を前提」としたように見直す場合には、企業結合における会計処理が首尾一貫しないことになってしまいます。さらに、3月末の決算は、あくまで法人格が別であり、一時差異もそれぞれの会社で存在していますので、その一時差異をそれぞれの会社で回収できるかどうかを考えるべきだと思います。仮に合併直前年度の各社の繰延税金資産の回収可能性を合併後の利益計画に基づき検討するとしたら、その計画上の利益をS1社とS2社に配分する必要がありますが、それをどのように配分すべきなのでしょう。そのようなルールを定めたとすれば、すべての合併に適用することになりますので、実務上は非常にコストの係る取り扱いになるように思います。

2. 連結納税への加入の場合の繰延税金資産の回収可能性の考え方

ー連結納税への加入が確実となったときに、それを加味して判断する

Q: そのように考えると確かに「合併を前提」とした繰延税金資産の回収可能性を考えることはとても難しいことが理解できました。ただ、類似しているルールとして、実務対応報告第5号である連結納税に関する当面の取扱い(その1)があります。そこでは連結納税制度における新規適用・加入・離脱の際の税効果会計の取り扱いが定められていて、例えば、子会社の株式の追加取得の意思決定がなされ、それが実行される可能性が高いと認められる時点で、繰延税金資産の回収可能性の判断上、当該子会社の収益力を考慮する、との定めがあります。この考え方は「合併を前提」とした考え方に近いのではないですか。

A(会計士): そうですね。これは「連結納税」への加入・離脱等の局面、すなわち税金に関連する部分のみの取り扱いを定めており、企業結合とは局面が異なります。実務対応報告は、タックス・プランニングに基づく将来の課税所得の見積りや、「子会社株式を売却する場合の留保利益の税効果の取扱い」との整合性を考慮した定めで、こちらも一貫した考え方になっています。ちなみに2016年7月には、企業会計基準委員会でも共通支配下の取引に関する税効果の考え方との整合性も検討されたのですが、それぞれの考え方に一定の論拠があるので、規定の見直しは行われませんでした。

Q: S1社とS2社との合併の話に戻ります。S1社とS2社の単体の繰延税金資産の考え方は分かったのですが、P社が作成する連結財務諸表上の取り扱いはどのようにになりますか。

A(会計士): これはとても難しい問題だと思います。S1社とS2社の合併は、両社が決めたというよりP社の指示で行われているわけで、P社の視点からはタックス・プランニングの1つともいえそうです。ただ我が国の連結財務諸表は、個別財務諸表を基礎として作成し、繰延税金資産の回収可能性を親会社の視点で見直すことはしていないと思われるので、実務上、繰延税金資産は個別財務諸表の合算数値により計上されているのではないかと思います。

Q: 本日はありがとうございました。

執筆者

デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社

M&A 会計実務研究会 萩谷和陸 森山太郎

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数を含みます。DTTL(または"Deloitte Global") および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は <http://www.deloitte.com/jp/about> をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、バプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Financial Advisory LLC.



IS 669126 / ISO 27001